

# 被災された世帯に 地デジの支援を行っています。

(総務省の地デジチューナー支援事業についてのお知らせ)

総務省 地デジチューナー支援実施センターでは、地上デジタル放送への対応が難しい被災世帯向けの支援として「簡易なチューナー1台の無償給付」「アンテナなどの改修等」を行います。

## 被災世帯が支援の対象となりました。

- 東日本大震災等で被害を受け、NHK放送受信料が全額免除となった次の世帯を、「被災世帯」として、新たに支援の対象とします。  
平成23年3月11日以降に災害救助法が適用された区域内において、  
半壊、半焼または床上浸水以上の程度の被害を受けた世帯  
避難の勧告、指示または退去命令を継続して1か月以上受けている世帯  
【注】支援を受けられるのは、地上アナログ放送を視聴している地上デジタル放送未対応の世帯に限られます。
- 支援を希望する被災世帯の方は、支援の申込書に必要な事項を記入し、「り災証明書(コピー可)」、または「被災証明書(コピー可)」等を添付のうえ、支援の申込書に同封されている返信用封筒で当センターに送付してください。(詳細は裏面をご覧ください。)
- 支援の内容は、「簡易なチューナー1台の無償給付」+「アンテナなどの改修等(共同受信施設の改修経費やケーブルテレビの初期費用などの必要最低限の改修経費を含みます。)」です。(今までの支援対象世帯(生活保護世帯など)と同内容です。)

## 東北3県からの申込みは申込期限が延長となりました。

- 岩手県、宮城県、福島県の東北3県からの申込みは、当面の間、申込期限を延期します。(現時点で具体的な締切り日は未定です。)
- 岩手県、宮城県、福島県の東北3県以外の地域は、7月24日(消印有効)が申込期限です。お早めの申込みをお願いします。

## ～ 支援の申込書について～

- 支援の申込書は、当センターに連絡して取り寄せてください。(裏面のお問い合わせ先まで) また、各自治体の福祉関係の窓口や各地のNHKなどに設置している場合もあります。
- 被災世帯の方も、従来のNHK放送受信料全額免除世帯用の申込書で申込みが可能です。(被災世帯が支援対象であると書かれていませんが、そのままお使いください。申込先等の支援の実施に関わる重要な部分に変更はありません。)

## ～ 申込みから支援までの流れ～

支援の申込書に必要事項を記入し、申込資格を証明するための次のいずれかの書類を添付して、支援の申込書に同封されている返信用封筒で、当センターに送付してください。

- ・震災で家屋に被害を受けた世帯の場合：り災証明書（コピー可）
  - ・震災で避難の勧告等を受けた世帯の場合：避難勧告等の対象世帯であることが分かる書類（被災証明書（コピー可）、被災地域の住民票の写し等）
- ：既にNHKと放送受信契約がお済みで、NHK受信料全額免除証明書（免除になるとNHKから送付されます。）がある方は、同証明書でも申込みが可能です。

審査を経て、簡易なチューナー1台をお住まいへ配送します。

簡易なチューナーをご自身で取付けられる場合は、取付けてください。

支援完了となります。

共同受信施設やケーブルテレビで視聴している場合の改修経費の負担を希望する場合は、簡易なチューナーに同梱されている『補助金交付申請書』で申請してください。

簡易なチューナーの取付けを希望する場合やアンテナなどの改修が必要な場合は、簡易なチューナーの到着後、2週間以内にご連絡ください。

日程調整のうえで、工事担当者がお住まいを訪問して、簡易なチューナーの設置やアンテナなどの改修を行います。

支援完了となります。

## 支援に関する問い合わせ先

総務省 地デジチューナー支援実施センター

<http://www.chidejishien.jp/>

ナビダイヤル：0570-033840

ナビダイヤルがご利用できない場合

FAX：044-966-8719

TEL：044-969-5425

【受付時間】 平日 午前9時～午後9時 土・日・祝日 午前9時～午後6時

## NHKの放送受信契約、免除申請に関する問い合わせ先

NHK ふれあいセンター

<http://www.nhk.or.jp/jushinryo/>

ナビダイヤル：0570-000588

ナビダイヤルがご利用できない場合

FAX：045-522-3044

TEL：050-3786-5109

【受付時間】 平日 午前9時～午後9時 土・日・祝日 午前9時～午後6時

## 悪質商法にご注意ください！

**この支援による簡易なチューナーの給付について費用を請求することはありません。**

テレビ調査員や工業者を名乗って不正請求を行ったり、郵便による振り込め詐欺（架空請求）を行ったりする例が起きています。地上デジタル放送に関する誤った情報や不十分な情報にもとづいて関連商品・サービスを売りつける悪質商法にご注意ください。